

地域コミュニティ活性化事業交付金要綱

平成30年 4 月 1 日決定

(目的)

第1条 この要綱は、岩見沢市まちづくり基本条例（平成26年条例第29号）に基づく、地域コミュニティ活動の活性化と推進に向けた「地域コミュニティ活性化事業交付金」（以下「交付金」という。）の交付に関し、必要な事項を定め、地域コミュニティが主体的に行う活動を支援し、市民と行政の協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(交付金対象事業)

第2条 交付金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、交付金の交付を受けようとする地区（以下「交付金対象地区」という。）が自ら定める事業計画に基づき実施する事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする

(1) 組織運営事業

事務局活動体制の整備や醸成、人材育成など、地域組織力向上の支援を図る取り組みや事業に対して交付する。

(2) 地域づくり推進事業

地域内の活性化、地域福祉の推進、地域が主体的に取り組む課題解決など、地域づくりの推進を図る取り組みや事業に対して交付する。

(3) 生活環境整備事業

公園や花壇の整備など、生活環境の向上を図る取り組みで、地域が主体となって取り組むことができる範囲の取り組みや事業に対して交付する。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象地区が実施する事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象事業としない。

(1) 民間企業の営利を主たる目的とする事業

(2) 宗教の教義を広め、若しくは儀式行事を行い、又は信者の教化育成を目的とする事業

(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業

(4) 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

(5) 国又は地方公共団体から別の補助金等を受けて実施する事業

(6) その他市長が交付金の交付の目的に適合しないと認める事業

(交付対象地区)

第3条 交付金対象地区は、次の各号をすべて満たす地区とする。

(1) 地域のすべての住民及び企業等が自由に参加、話し合いができる環境にあること。

- (2) 前項の各号のいずれかの事業に取り組む地区であること。
- (3) 組織の規模は次に掲げるいずれかであり、ひとつの地区にひとつの組織であること。
 - ア 地区町会連絡協議会（以下「地区協」という。）
 - イ 地区協エリアを基本とするまちづくり委員会
 - ウ 前各号に準ずる自治的コミュニティ組織

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、町会、自治会等についても対象とする。ただし、前項との申請の重複は認めない。

（交付対象経費）

第4条 交付金の交付の対象となる経費は、対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費以外の経費とする。

- (1) 交付対象地区の構成員に対する人件費又は謝礼
- (2) 交付対象地区の構成員の飲食代
- (3) 既存施設の維持管理経費

2 前項の規定にかかわらず、交付金の交付の目的に照らして合理性及び正当性を欠くと認められる経費は、対象経費としない。

（交付金の額）

第5条 交付金の額は、対象事業に要する経費に対し、交付対象地区ごとに算出する限度額及び予算の範囲内で交付する。

（交付金の申請）

第6条 交付金対象地区は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 地域コミュニティ活性化事業交付金交付申請書（様式第1号又は第1号の1）
- (2) 事業計画書（様式第2号又は第2号の1）
- (3) 事業予算書（様式第3号）
- (4) 個別事業経費内訳書（様式第3号の1又は第3号の2）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、交付金の交付の可否を決定する。

2 市長は、交付金の交付を決定したときは、地域コミュニティ活性化事業交付金交付決定通知書（様式第4号。以下「決定通知書」という。）により、同交付金の不交付を決定したときは、地域コミュニティ活性化事業交付金不交付決定通知書（様式第5号）により、交付金対象地区に通知しなければならない。

- 3 交付金対象地区は、前項による交付金の決定がされた場合、速やかに、地域コミュニティ活性化事業交付金請求書（様式第6号）を提出しなければならない。

（申請内容の変更等）

第8条 交付金対象地区は、第6条の規定に基づく事業計画の内容を変更しようとする場合又は対象事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、ただちに市長と協議しなければならない。

- 2 交付金対象地区は、前項の規定による協議の結果、交付金の変更が必要となる場合は、地域コミュニティ活性化事業交付金変更交付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、地域コミュニティ活性化事業交付金変更交付決定通知書（様式第8号）により、交付金対象地区に通知しなければならない。

（実績報告）

第9条 交付金対象地区は、交付金対象事業の終了後、交付金対象となった年度の3月31日までに、次に掲げる実績報告に関する書類を市長に提出しなければならない。

- （1） 地域コミュニティ活性化事業交付金実績報告書（様式第9号又は第9号の1）
- （2） 事業実績書（様式第10号又は第10号の1）
- （3） 事業決算書（様式第11号）
- （4） 個別事業経費決算内訳書（様式第11号の1又は第11号の2）
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定の取り消し）

第10条 市長は、交付金対象地区が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1） 虚偽の申請、報告が行われたとき。
- （2） 事業の実施について不正な行為があったとき。
- （3） 交付金対象事業を中止又は廃止したとき。
- （4） 交付金の交付要件に違反したとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当とみとめたとき。

（交付金の返還）

第11条 市長は、前条に規定する取り消しをしたときは、地域コミュニティ活性化事業交付金交付決定取消通知書（様式第12号）により交付金対象地区に通知し、取り消し処分とした交付金の金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(交付金の精算)

第12条 第9条に規定する実績報告があった場合であって、第7条に規定する交付決定額に差異が生じた場合は、精算するものとする。

(関係書類の整備)

第13条 交付対象地区は、対象事業に係る帳簿及び証拠書類等を事業の完了後5年間保存しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の帳簿及び証拠書類等を検査することができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、いわみざわまちづくり交付金要綱（平成20年5月26日決定）は廃止する。